



千葉大学ユニオンニュース第 51 号 2009 年 7 月 22 日

編集・発行: 千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ: <http://www.age.cc/~cuu/>

メールアドレス: [cuu@e-mail.jp](mailto:cuu@e-mail.jp)

電話・ファックス: 043-290-2234

ファックス専用: 020-4666-6229

西千葉キャンパス総合校舎G号館 401 室 ☆声をお寄せ下さい。

☆みなさんの職場でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

## 納得できない! 夏季一時金凍結問題

### 夏季一時金凍結問題で誠意ある説明を

夏季一時金 0.2 ヶ月凍結についてユニオンはその不当性を指摘しつつ、経過や今後の対処について学長宛の質問状を提出しました(ユニオンニュース 50 号)。しかし、それへの 6 月 26 日付け回答なるものは、質問に答えていないに等しいものでした。特に、元来人件費として使われるべき予算が特殊事情による節約によって余剰を生じたわけですから、余剰分の使途、あるいは使途の決定方法や方針については是非とも明確な理由を示して欲しい。ユニオンは、7 月 17 日、質問に答えるべく誠意ある説明をするように学長へ要求するとともに、得心のできる説明がない場合には、協議申し入れ、あるいは団体交渉へ切り替えざるを得ないとの見解を示しました。(事務局長: 杉山)

### ボーナス問題質問書に対する学長回答(抜粋)

#### 1. 《改定の根拠》

本学の職員給与規程(以下「給与規程」という。)は、平成 16 年附則第 2 項により「給与法其他国家公務員に適用される法令の内容に準拠して改正する」となっています。

平成 21 年 5 月 1 日の人事院勧告では、平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に係る「一般職の職員の給与に関する法律」(以下「給与法」という。)等の改正を勧告したものであり、当該人事院勧告のとおり給与法が改正されたことから、給与規程においてもこれに準拠して同じ内容の改正を実施したものであるため、認識の違いはないと考えております。

なお、今夏の人事院勧告により給与法が再度改正された場合には、本学においても当該給与法改正に準拠して給与規程の改正を実施することとなります。

《本学独自の調査について》

給与法等の改正は、人事院が、実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき勧告した内容を基に国が方針を決定・改正するものであり、その改正に準拠して本学の給与規程も改正することから、本学独自の調査は実施しておりません。

2. 今回の措置により約 189 百万円の財源が生じました。そのため、本財源について、平成 21 年度補正予算を編成し、学長裁量経費とすることにいたしました。その使途については、通常の学長裁量経費と同様に、学長が各部局からの要望等を踏まえ、本学に必要と認める事項に予算配分する予定です。

### 第 6 回千葉大学ユニオン定例総会開かれる!

7 月 1 日(木)午後 6 時から、西千葉キャンパス総合校舎 C-12 教室で、第 5 回総会が開催されました。出席者(代理

表明委託も含む)、委任状合わせてユニオン総メンバーの約 61%の参加がありました。総会では、①2008 年 7 月から 2009 年 6 月までの年次活動報告、②同会計報告、③次期第 6 期の活動方針、④同予算、⑤規約の一部改正、⑥総会運営規定の一部改正、⑦事務補助員退職手当規定の制定、⑧規約の字句修正に関する特別議案、以上合わせて 8 議案と、1)役員選挙結果と補足説明、2)事務補助員の労災保険、3)基金規定制定の 3 報告が全て可決・承認されました。議論の集中した⑥では、改正の趣旨は承認されましたが、総会運営規定の概念と表現が複雑で分かりにくいので、明確化するよう執行部に付託されました。また⑤の規約改正は、規約 27 条に従い、全会員による投票にかけて可否を問うこととなります。

新三役の三宅委員長(文・社文)、福川副委員長(工)、梅木副委員長(東葛)、杉山事務局長(理)を中心とする新執行部に、全会員の一層の協力と援助をお願いします。(前事務局長・石井)



### 総会運営規定の一部改正について

第 6 回総会の付託を受け、第 5 期旧事務局において、改正の文言を精査・確定し、第 6 期執行委員会の承認を受けました。改正承認の投票をお願い致します。

【理由】現行規定の用語上の不鮮明さを整理し、総会成立要件を明確にした上で、総会成立に必要な「議決権を有する者」の数を、全組合の 5 分の 1 から 10 分の 1 に引き下げた。この“5 分の 1”条項は、直接民主主義を尊ぶ我がユニオンの伝統と精神を体現しているもので、大切にしたいところであるが、人員削減と激しい業務の増加・煩雑化、多忙化の中で、大勢の会員が直接一堂に集まること自体がますます困難になって総会の成立自体が危ぶまれるような状態では、ユニオンの活発な活動もおぼつかない。一方で、全ての権限を出席者に委任した組合員を尊重する規定は守りたいので、現行の 5 分の 1 出席義務の規定を 10 分の 1 にする改正を提案する。(前事務局長・石井)

<p>「改正」</p> <p>3. 総会に出席する組合員は、全ての権限を出席者に委任した同一支部所属の組合員5名までの意思を、議決時あるいは投票時に代理表明することができる。すなわち総会において、出席者は自らの権利に加えて代理する組合員数分の権利を行使することができる。</p> <p>4. 全委任状提出者数を、総会成立要件の出席者数に含める。</p> <p>5. 議決権を有する者は、出席者、および、全ての権限を出席者に委任した組合員とする。議場に委任した組合員は、議決権を有しない。議長は採決に加わらない。また、議決権を有する者が、全組合員数の10分の1に満たないときには、総会の成立を認めない。</p>	<p>「現行」</p> <p>3. 総会に出席する組合員は、代理表明委任状を提出した組合員5名までの意思を、議決時あるいは投票時に代理表明することができる。すなわち総会において、組合員は自らの権利に加えて代理する組合員数分の権利を行使することができる。</p> <p>4. 委任状提出者は総会成立に必要な出席者数として取り扱われる。ただし、直接出席者が全組合員の5分の1に満たないときには、委任状の数に関わりなく総会の成立を認めない。</p> <p>5. 総会の決議事項は議決・投票有資格者の過半数の賛成を要する。議長は採決に加わらない。ただし、可否同数である時は議長が決する。</p>
--	---

### 新旧委員長挨拶

7月で、第5期委員長を退任します。第5期では、「テニユア・トラック制」、「就業時間の短縮」、「非常勤職員の労働条件」、「定期券の立替払い」、「定年退職者の再雇用について」、「年俸制の導入について」がテーマとなりました。また、いわゆるボーナス問題がおり、6月に質問書を出したところで次期体制へこの問題を受け渡しました。なお、新委員長のドイツ出張時（9～12月）のバックアップのため、第6期でも副委員長をつとめさせていただきます。（旧委員長 福川 裕一）

別の国立大学に勤める友人・知人が、今年2人急死した。どちらも50歳代で、競争的外部資金に関する極端な繁忙さの中にいた。法人化後の国立大学は、現場の教員と職員の、文字通り身を削る営みによって何とか維持されているというのが実情である。大学がこのままでよいとは、私には全く思えない。（新委員長 三宅 明正）

- ◎ ユニオンのおもな活動報告 ◎**
- 7月 2日 第1回定例（新旧）三役会議
  - 7月 9日 第1回定例（新旧）執行委員会
  - 7月 17日 ボーナス問題に関する説明要求ならびに夏期一斉休暇取得問題に関する回答要求を学長に提出
  - 7月 17日 「千葉ロッテマリーンズ招待券の配付」に関する要望を職員課に提出
  - 7月 15日～29日 既約改正の投票

### 夏季一斉休暇に関する申し入れへ回答を

今年も8月12～14日に『夏季一斉休暇取得促進期間』（夏季一斉休暇）が設定されます。この夏季一斉休暇が導入された2007年からユニオンは以下のような問題点を指摘してきました。第1に、この夏季一斉休暇においては年休あるいは夏季休暇を用いることが求められています。これは年休ならびにそれと同等の性格を有する夏季休暇の「計画的付与」に相当し、労使協定に基づかない場合には労基法違反状態となります。第2に、非常勤職員においては、例えば夏季休暇を用いるにしても、週4日勤務の方は1日、3日の方は2日、2日の方は1日の無給休暇となる可能性があり、その分、給与が減額されることとなります。このような問題点を含む夏季一斉休暇に対してユニオンは、通常の夏季休暇とは別に新たな有給休暇制度を設定することを求めるとともに、その実現までは一斉休暇を強制しないよう申し入れてきました。しかしながら、新たな制度については検討されず、一方でいくつかの部署では一斉休暇が事実上強制されているのです。

こうした現状を改善するためにユニオンは7月17日以下の2点について申し入れを行い、速やかな回答を求めています。

1. 違法的状況を抜本的に改善するために、夏季一斉休暇期間用に従来の夏季休暇とは別に新たな有給休暇の設定を検討すること。
2. 当面、一斉休暇は強制でないことを徹底させた上で、非常勤職員への無給休暇という仕組を直ちに廃止すること。（政策委員会 伊藤）

**◎第4回駅伝大会：10月12日**  
今年も学長杯、走友会長杯、ユニオン賞盾、生協賞の争奪を目指して、多くのチームが参加されることを期待しています（昨年は41チーム、205名）。猛暑の中ではありますが、準備をお願いします。詳しいことは下記の走友会HPに近々掲載されます。  
[www.tj.chibau.jp/~katoh/personal/souyuukai/](http://www.tj.chibau.jp/~katoh/personal/souyuukai/)

**◎職員作品展：今年も学園祭中に行います**  
会場、日時の詳細は、次号でお知らせします。どうぞ作品の準備を進めてください。写真、絵画、書道、生花、フラワーアレンジメント、手芸など多様な作品をお待ちしています。職場での業務、野外・屋外での活動などの紹介も大歓迎です。

**編集後記**  
今回からユニオンニュースの担当が交替しました。よろしくお願ひします。ユニオンは、引き続きボーナス問題・夏季一斉休暇問題と重要な問題に取り組んでいます。引き続きご支援下さい。

「私たちの職場をより明るく豊かにしていくための声をあげ、実現していく」ユニオンにぜひご加入下さい。  
加入は下の「加入申込書」にご記入の上、FAXにてユニオン事務室までお寄せ下さい。送信先やユニオンの規約を載せたHPのアドレス等は、本ニュースの表面をご覧ください。

**加入申込書** 電話・ファックス: 043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 三宅明正 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2009年 月 日

ご氏名: \_\_\_\_\_

ご所属: \_\_\_\_\_

ご連絡方法(メール、電話、FAXなど): \_\_\_\_\_